

平成28年度

事業計画書

平成28年度社会福祉法人
大仙市社会福祉協議会事業計画書

○基本理念

支えあう 豊かな心で 共助のまちに

○基本方針

少子高齢社会の急激な進行に伴い、公的サービスだけでは対応できない福祉課題が、拡がり増加しています。

「第3期地域福祉活動計画」を基本としながら、地域における多様なニーズへ市民が主体的に関わり、支え合う、共助の拡大と強化を図ります。

昨年度、相談機能の強化を図るために市から受託した「生活困窮者自立相談支援事業」に加え、問題解決機能の強化を図るため大仙市から「家計相談支援事業」を受託し取り組みます。

従来から実施してきた「ゆいゆい交流会」「ふれあいサロン」などの人と地域を結びつける事業に力を入れるとともに、大仙市において平成29年度より実施の「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護事業や地域福祉活動に大きな影響があることから、社会福祉協議会として今後どのような事業展開が必要なのかを検討するプロジェクトチームを事務局内に設置します。

○事業内容

1. 法人運営部門

社会福祉法人としての適切な運営を行いながら、市民から信頼され支持される活動を展開する基盤づくりを行います。

現在、国では社会保障審議会福祉部会からの報告を基に「社会福祉法人改革」が進められており、社会福祉協議会にも影響があることからより一層「公益性・非営利性」の組織であることを再確認しながら対応していきます。

地域部門、介護部門とも職員が専門職として地域に出向き関係機関や関係者と連携しながら地域の福祉課題の解決に取り組みます。

- ①理事会、評議員会、監事会、専門委員会などの開催
- ②会長・副会長会議の開催
- ③役職員交流研修会の開催
- ④市民への情報の提供

2. 地域福祉部門

第3期地域福祉活動計画の基本理念「支えあう 豊かな心で 共助のまちに」を実現するため、市民がお互いに支えあう地域づくりやボランティア活動などの支援に積極的に取り組みます。

(1) 何でも相談できる環境づくりをすすめます

①総合相談援助事業

市民の相談窓口として、関係機関と連携したワンストップ体制を整えます。

- ・総合相談援助事業(職員による一般相談)
- ・高齢者等相談支援事業(弁護士・司法書士による専門相談)
法律相談を本所に集約して実施します。【変更】
- ・高齢者あんしん相談室(地域包括支援センター)南部・協和
- ・自立相談支援室

自立相談支援事業—就労その他の自立に関する相談支援、個々の自立に向けたプラン作成等を行います。

家計相談支援事業—家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付の斡旋等を行います。【新規】

(2) 互いに支えあう仕組みをつくり地域の活動を応援します

①福祉のまちづくり委員会の充実

市民が共に支えあう地域づくりの実現を図るため支所毎に設置し、地域の福祉課題の把握や社協事業への支援、意見・提言を行うとともに、各種事業への参加協力をお願いします。

②町内会長等地域代表者会議の開催

町内会長や自治会長等の地域の代表者に対し、社協事業の説明をすると共に、地域が抱える福祉課題について共通の認識を持ち、解決に向けた連携を図ります。

③福祉員研修会の開催

会費の取りまとめや、地域の生活課題を発見する「地域の福祉アンテナ役」として活動していただくために研修会を開催します。

④ゆいゆい交流会への助成

住民同士の連帯感やネットワークの構築等地域福祉の充実に目的として、町内会や自治会等が自主的に開催する交流事業(ゆいゆい交流会)への支援や助成を行います。

⑤ふれあいサロンの実施

孤独の解消や生きがい活動を目的に、気軽に集まることができる居

場所づくりを社協主導ですすめます。

⑥高齢者等交流事業の実施

各支所毎に高齢者世帯等を対象とした会食会や交流会等を実施します。

⑦無料出前講座の実施

職員が仕事を通じて得た知識や技術を、地域で暮らす人たちの役に立てるため、無料の出前講座を実施します。

⑧車イス・レク用具等貸出事業の実施

車イス等の福祉機器や、レクリエーション用具を無料で貸し出します。

⑨福祉のまちづくり推進事業助成

地域福祉の推進を進める学校や団体等に対し、助成金を交付します。

⑩福祉実態調査事業の実施

社会的援護を必要とする世帯をもれなく把握し、支援する体制をつくるために、民生・児童委員や関係機関の協力を得て地域の福祉実態の調査を行います。

⑪小地域ネットワーク活動の充実

民生・児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークを再構築します。

⑫福祉関係機関等との連携

要援護者世帯の事故や犯罪被害を防止するため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化していきます。

・ 地域福祉関係機関連絡会

・ 定例民協への出席

・ 地域ケア会議への出席

・ 防火診断（消防と協力）

・ 福祉施設等との連携（施設職員等による講座の実施や会場の提供等）

⑬避難行動要支援者把握業務【高齢者実態把握事業は委託終了】

地震等災害時における避難支援を行うための基礎データとして、年度内に70歳になる市民を対象に調査を実施します。

⑭その他の事業

・ ふれあい弁当（協和）

・ 世代間交流事業（神岡、中仙）

(3) 住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるよう支援します

①結いっこサービス事業の充実

日常生活を送る上で、話し相手やちょっとした手助けが必要になったときに「結いっこサポーター」が自宅に伺いサービスを行います。

- ・結いっこサービスの実施（話し相手、ちょっとした手伝い、買い物支援等）
- ・結いっこサポーター養成事業

②エンゼル事業の実施

若い世代への子育て支援と社協のPRのため、新生児の保護者に紙オムツと社会福祉協議会を紹介するチラシを贈呈します。

③身守りカードの普及

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカードを、希望者へ配布します。また、記載内容に変更があった場合は随時更新します。

④緊急通報体制等整備事業（ふれあい安心電話）の実施

緊急通報装置を設置し、急病や緊急時に対応するとともに、安否確認や日常の見守り活動を行います。

- ・ふれあい安心電話の設置
- ・ふれあいコールの実施（週1回）
- ・お隣ネットの開催

⑤食の自立支援事業（配食サービス）の実施

昼食または夕食の弁当を、職員やボランティアが自宅まで配達するとともに、安否確認も実施します。

⑥地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

⑦家族介護教室事業の実施

在宅で介護している方や支援者を対象に、介護相談、介護の知識・技術の習得などの教室を開催します

⑧家族介護者交流事業の実施

在宅で介護している方を対象に、介護者同士の交流を深めるとともに、心身のリフレッシュを図ります

⑨市営住宅独居高齢者安全確認業務の実施

市営住宅に入居する一人暮らし高齢者で安否確認を希望する方に対

して、週2回電話での安否確認を実施します。

⑩たすけあい資金の貸付

低所得者世帯、障がい者世帯等、一時的に生活が困難な方へ民生・児童委員との協働のもと資金貸付を行います。

⑪生活福祉資金の貸付

生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、低所得世帯や障がい者世帯などを対象とした資金貸付の相談や申請受付などを行います。

⑫歳末たすけあい配分事業の実施

市共同募金委員会からの配分金を受け、要援護世帯・長期療養者等に対し見舞金・品を贈呈します。

- ・見舞金・品の贈呈事業
- ・ふれあい年賀状事業

⑬その他の事業

- ・大仙市生活支援体制整備事業への取り組み【新規】
- ・火災警報機設置事業（中仙）
- ・紙おむつ援助事業（南外、仙北）
- ・介護予防デイサービス事業（仙北）

（４）ボランティアの輪を広げみんなの想いをつなげます

①ボランティアセンター事業の実施

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や斡旋、ボランティア情報の提供を行います。

②災害ボランティアセンター設置訓練の実施

- ・大仙市総合防災訓練への参加（大曲地域）
- ・県社協主催県南地区災害ボランティア活動実践研修会への参加（会場：大仙市）

③除雪ボランティア 大仙雪まる隊への支援

（５）地域や社協活動の情報を発信し市民の参加をすすめます

①大仙市社会福祉大会の開催

- ・期日：平成28年10月11日（火）
- ・会場：大曲市民会館・小ホール

②ホームページを利用した広報活動や情報の公開

③FMはなびを活用した情報発信に取り組みます【新規】

④全市版、支所版広報の発行

(6) 福祉の芽を育み福祉にふれる機会を広げます

①福祉教育担当者連絡会の開催

中央・東部・西部の地域毎に小・中・高等学校・特別支援学校と福祉教育などについての連絡会を開催し、社協事業に対する意見交換を行います。

②サマーショートボランティア事業の実施

小・中・高校生を対象に、夏休み期間を利用したボランティア活動を実施します。

③ゆいゆいきゃっぷ回収事業の実施

児童・生徒のエコ意識の向上やゴミの再資源化のため、ペットボトルキャップの回収を行い、それを売却することで得た収益金を大仙市共同募金委員会へ募金し、地域の福祉活動に役立てます。

④バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」の実施

小・中学生を対象に、障がい者の体験談や疑似体験授業（車イス、視覚障害者、高齢者）を行い、高齢者や障がい児・者に対する福祉意識を高めます。

3 介護サービス部門

要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるようにいろいろな機関と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを各ステーションが拠点になり提供します。

高齢者世帯や障がい世帯の日常生活の中で、公的な制度では受けられないサービスを支援する「ちょっとサービス」を必要な人に活用していただけるよう、広報活動に力を入れていきます。

(1) 介護保険サービス

法令遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①訪問介護事業

平成28年度も引き続き質の高いサービスを提供し、特定事業所加算Ⅱ（報酬の10%加算）を取得します。職員が、個々に研修目標をたて、一人一人のスキルアップが図れるよう研修を重ねていきます。

②訪問入浴事業

中央・東部・西部と3ステーションから、中央・西部の2ステーションで再出発します。今まで利用していただいている東部地区の利用者様に迷惑をかけないように日程調整を行い、看護師1名と介護員2名体制で安心安全な入浴サービスの提供に努めます。

西部地域には、新しい入浴車を導入し、新たな気持ちでより良いサービス提供に努めます。

③居宅介護支援事業

介護保険の目的に添って、自立した生活を継続すること、また要介護状態の軽減または悪化の予防に資することをめざして、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるようケアプランを作成し、他機関と連携を図り利用者を支援するため地域ケア会議にも参加していきます。

④生活管理指導派遣事業（市から受託）

要介護認定で自立と判定された方で、調理や掃除などの支援を必要とする方にヘルパーを派遣します。

⑤要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態

について調査を行います。

⑥介護予防ケアプラン作成（大仙市から受託）

要支援と認定された方が、介護状態に陥らず自分らしく生活が送れるよう介護予防プランを作成し適切なサービスが利用できるよう支援します。

（２）障害者総合支援サービス

法令を遵守しそれぞれが障がいに対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援助事業

利用者や家族の要望に合わせた訪問介護を行い、可能な限り自宅で生活できるよう援助を行います。

また、同行援助については、利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

②地域生活支援事業（市から受託）

障がい者の安心安全を第一に考えた外出支援や、自宅浴が困難な方への訪問入浴介護を行います。

（３）その他

①ちょっとサービスの実施

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯を対象に調理、掃除、買い物や病院内の付き添い、入院中の支援などを行います。

このサービスを必要としている方々に、広く行き渡るようさらに PR に力をいれます。

4. 高齢者あんしん相談室（地域包括支援センター）部門

大曲仙北広域市町村圏組合からの受託事業で、大曲南部地区と協和地域の2カ所で事業を実施します。

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスだけではなく、その他の公的サービスやインフォーマルサービスなど多様な社会資源をが活用できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的、効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

(2) 総合相談・支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関につなげる等の支援を行います。

(3) 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く常況にある人への支援などを行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

(5) 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。